高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 25 年３月 21 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事一部完了の日
九州縦貫自動車道宮崎線	宮崎県宮崎市清武町大字今泉	改築工事	平成25年３月22日

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第一東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　翁川　雄一
　登録番号　20569
　事 務 所　東京都板橋区高島平１―56―８
　　メゾン・ド・グランドゥール403
　　翁川雄一法律事務所
3　処分の内容　業務停止２月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年２月24日

平成 25 年３月５日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

岐阜県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成 25 年３月 21 日

岐阜県可茂土木事務所長　近藤　真章

記

命令の要旨
　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
名称及び主たる事務所の所在地
　富加リサイクル事業協同組合
　岐阜県加茂郡富加町羽生2218番地の１
教示
1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
2　この処分に不服があるときは、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
　ただし、上記１の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければならないこととされています。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の白骨死体、推定年齢50歳から70歳位の男性、身長168センチメートル推定、上衣薄緑色ジャンパー、白色様トレーナー、長そで白色様肌着、下衣茶色様ズボン、所持金品は着衣以外無し

上記の者は、平成25年１月13日午後４時頃、戸田市大字下笹目4550番地笹目橋直下において、白骨の状態で発見されたもので、死亡日時は、平成23年12月頃と推測される。

遺体は火葬に付してありますので、心当たりの方は、当市生活支援課まで申し出てください。

平成 25 年３月 21 日

埼玉県　　戸田市長　神保　国男

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓園管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 25 年３月 21 日　　広　島　市

1　墳墓等所在地　広島市西区三滝本町一丁目官有無番地
1　墳墓等の名称　三滝墓園
1　死亡者の本籍及び氏名　①中島家之墓　広島市楠木町一丁目　中島繁次郎、広島市楠木町一丁目529　中島ナカ　②西川家之墓　いずれも本籍不詳　西川太三郎、西川静子　③小泉家之墓　いずれも不詳　④橋本　いずれも本籍不詳　橋本英三、橋本菊子　⑤南無阿弥陀仏伊藤　本籍不詳　伊藤悦子、広島市向洋本町1122　伊藤文三郎、広島市南区青崎一丁目178番地　伊藤恒雄　⑥末田家之墓　本籍不詳　末田仙吾
1　改葬を行おうとする者　広島市中区国泰寺町一丁目６番34号　広島市長　松井　一實　（広島市健康福祉局保健部環境衛生課管理係）

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓園管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 25 年３月 21 日　　広　島　市

1　墳墓等所在地　広島市東区中山南一丁目官有無番地
1　墳墓等の名称　高天原墓園
1　死亡者の本籍及び氏名　①小西家之墓　いずれも本籍不詳　吉村作一、小西トモ、小西マツ、小西スマ、小西栄作、広島県賀茂郡志和町大字奥屋2099の３　小西ハヤミ、広島市仁保町1856番地　小西多　②納骨野村氏　いずれも本籍不詳　野村寛木、野村ヨウ、野村歌人、野村キヨノ、野村チエ、広島市白島町171―１　野村新太郎　③崎口家之墓　いずれも本籍不詳　崎口安松、崎口國男、崎口千代勝、崎口入郎、広島市観音新町三菱住宅56　崎口明、広島市観音新町三菱住宅56　崎口當江　④大崎家之墓　本籍不詳　大崎静子、山口県熊毛郡田布施町大波野145　大崎一彦　⑤倶会一處紺田　いずれも本籍不詳　紺田儀作、紺田アイ、紺田松太郎　⑥南無阿弥陀仏大森　本籍不詳　大森ヒサコ　⑦釋正念信士教道信士中村　いずれも本籍不詳　中村角右エ門、中村寅槌、中村トラ　広島市西区中広町二丁目842―１　中村一美、広島市西区中広町二丁目842―１　中村捨吉　⑧不詳一基
1　改葬を行おうとする者　広島市中区国泰寺町一丁目６番34号　広島市長　松井　一實　（広島市健康福祉局保健部環境衛生課管理係）

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

和歌山県橋本警察署長
司法警察員　東山　一樹

平成24年第696号詐欺未遂被疑事件（平成24年第151号）　1．東京都葛飾区西水元３丁目26番22号株式会社シティロジテムに保管中の、平成24年11月12日付け、発送主東京都豊島区池袋２丁目18番１号株式会社シミズコーポレーション納品にかかる納品物品１式

株式会社の公告

解散公告

当社は、平成二十五年二月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十一日

岩手県北上市鬼柳町反目一三四番地
有限会社国見オートリース販売
代表清算人　菊池　一郎